



# 鳥取県公報

令和5年5月9日(火)  
第9496号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出(252)(福祉監査指導課) . . . . . 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出(253)(〃) . . . . . 2
	生活保護法による指定医療機関の休止の届出(254)(〃) . . . . . 3
	生活保護法による指定介護機関の休止の届出(255)(〃) . . . . . 3
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神科病院の認定
	(256)(障がい福祉課) . . . . . 4
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出(2件)(257・258)(企業支援課) . . . . . 4
	物品売払代金の徴収事務の委託(259)(農業大学校) . . . . . 5
	物品売払代金の徴収事務の委託(260)(中小家畜試験場) . . . . . 6
◇ 内水面漁 管委告示	水産動物の採捕の禁止に関する指示(3) . . . . . 6
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(警察本部生活安全企画課) . . . . . 6
◇ 正 誤	令和5年3月31日付鳥取県告示第149号中訂正 . . . . . 7

J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

鳥取県告示第260号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、中小家畜試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年5月9日

鳥取県中小家畜試験場長 青 萩 芳 幸

1 委託の相手

J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

令和5年5月9日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第50条第1項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- (2) 鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

2 指示期間

令和5年6月1日から令和6年5月31日まで

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和5年5月9日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。（定員15人）

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。（定員15人）

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所